

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護特別養護老人ホームハピネスやくら運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定介護予防短期入所生活介護（以下『介護予防短期入所生活介護』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 利用者の意思を尊重及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。また、地域との結びつきを重視し、保険者、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努める。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は次の通りとする。

- (1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) サービスの提供に当たり、出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたる。
- (4) 利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によるサービスの提供に努める。
- (5) サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ハピネスやくら
- (2) 所在地 青森県八戸市大字八幡字下樋田1番1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

職 種	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1 名	従事者及び業務の管理
医 師	1 名以上	医療に関する業務
生 活 相 談 員	1 名以上	日常生活の相談・指導業務
介 護 職 員	16 名以上 (入居者3：職員1以上)	生活全般に関する介護・相談及び援助
看 護 職 員		医療・保健衛生に関する業務
管 理 栄 養 士	1 名以上	献立・栄養指導に関する業務
機 能 訓 練 指 導 員	1 名以上	機能訓練に関する業務
介 護 支 援 専 門 員	1 名以上	介護計画の作成・管理
事 務 員	1 名以上	事務処理全般

※1 厨房業務については外部業者へ委託する

※2 職員は（介護予防）短期入所生活介護と兼務する

(介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第6条 10名 (短期入所生活介護利用者含)
併設ユニット型空床最大50名

(通常の送迎の実施地域)

第7条 八戸市、五戸町、三戸町、南部町とする。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 介護予防短期入所生活介護は、次の通りとする。

- (1) 介護の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練の提供
- (4) 健康管理の提供
- (5) 相談及び援助
- (6) その他のサービスの提供

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第9条

- (1) サービスの提供に当たっては、主治医からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこととする。
- (2) 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、介護予防短期入所生活の目標、具体的サービスの内容、期間等記載した介護計画を作成する。
- (3) 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- (4) 介護計画の作成に当たっては、その内容について入所者又は家族に説明し同意を得て、交付する。
- (5) サービスの提供については、懇切丁寧に行うこととし、利用者又は家族に対して、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- (1) 介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。
- (2) その他、日常生活に関わる費用の徴収が必要となった場合は、事前により、入所者・ご家族に説明し支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費に準じた額を徴収する。

① 居住費・食費

利用者負担段階	利用者負担額 (1日あたり)		
	居 住 費	食 費	
第4段階(負担限度なし)	ユニット型個室	2,310円	1,660円
第3段階②		1,470円	1,360円
第3段階①		1,370円	1,030円
第2段階		880円	650円
第1段階		880円	300円

※ 第4段階食費について

1,660円とする。(朝450円、昼660円、夕550円)

② その他

	料 金	備 考
嗜好等に関わる交通費	実 費	公共交通機関を利用の場合
嗜好等に関わる諸経費	実 費	入場料等
理 美 容	実 費	
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費
電 気 代	2 0 円 / 日	お部屋に備え付けのテレビ使用料 お部屋に備え付けの加湿器使用料（11月～4月） その他電気器具の持ち込みの場合（電気毛布等）

※ 嗜好等に関わる交通費の例

- 1 自宅以外への送迎の場合
- 2 床屋・美容院等、個人の嗜好で外出する場合
- 3 通院等の場合

③通常の送迎の実施地域を越えた場合の対応

介護タクシーを利用、または家族送迎での対応とする。

（利用者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項）

第 1 1 条

- （1）居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。
- （2）施設内及び敷地内は禁煙とする。
- （3）飲酒は常識の範囲内で行う。
- （4）対人、対物に危害を加たり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- （5）事業所内での他の入所者等に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

（緊急時における対応方法）

第 1 2 条 サービス提供中に利用者に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関等への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（秘密保持等）

第 1 3 条

- （1）従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- （2）従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、措置を講じる。
- （3）利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

（苦情に対する対応）

第 1 4 条

- （1）サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。
- （2）苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容を記録する。
- （3）場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第15条

- (1) 事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、周知徹底を図る。
- (3) 事故防止のための委員会及び研修を定期的に行う。
- (4) サービスの提供中に事故が発生した場合は、各関係機関・ご家族等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じるとともに、その内容を記録する。
- (5) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償する。

(身体拘束に対する対応)

第16条 入所者又は他の入所等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のため下記の措置を講じる。
 - ① 指針の整備
 - ② 3ヶ月に1回以上の委員会の開催
 - ③ 職員に対し年2回以上の研修を行う。

(虐待防止に対する対応)

第17条 虐待の発生または再発を防止するための対策を講じる。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修を行う。
- (4) 適切に実施するために担当者を配置する。
- (5) 虐待の早期発見に努めると共に、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村、入所者の家族へ報告する。

(衛生管理等)

第18条 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 定期的に検討委員会を開催し、その結果を従業者に周知の徹底を図る。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を行う。
- (4) 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(記録の整備)

第19条 利用者に対する介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備しその完結の日から5年間保存する。

(非常災害対策)

第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害用設備には常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画に関する事項)

第21条 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画（BCP）を策定し定期的に研修及び訓練（シミュレーション）を行い、見直しを図る。また、計画内容については職員へ周知徹底する。

(ハラスメントの禁止)

第22条

- (1) 職場等において「ハラスメント禁止規定」を遵守し、ほかの職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内においてハラスメント行為（セクシャルハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）を行わない。
- (2) 入居者または入居者のご家族による職員へのハラスメント（精神的暴力・身体的暴力・セクシャルハラスメント等）また、過度な要望など著しい迷惑行為を。
- (3) ハラスメント対策のための研修を行う。
- (4) その他、ハラスメントとして該当すると認めた行為

※介護現場におけるハラスメントの定義

①身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避し危害を免れたケースを含む）

例) ○物を投げつける ○蹴られる ○手を払いのけられる ○服を引きちぎられる	○たたかれる ○手をひっかく ○つねる ○水等をかける	○くびをしめる ○杖などを振り回す ○唾を吐く 等
---	--------------------------------------	------------------------------------

②精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例) ○大声を発する ○サービスの状況をのぞき見る ○怒鳴る ○脅す（言葉・凶器等） ○威圧的な態度で文句を言い続ける	○特定の職員に対し嫌がらせをする。 ○家族が利用者の発言をうのみにし理不尽な要求をする。 ○通常のサービス以外の要求をする。 等
--	---

③セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の欲求等、性的嫌がらせ行為

例) ○必要もなく手や腕をさわる ○抱きしめる ○卑猥な言動を繰り返す 等

(その他運営に関する留意事項)

第23条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるための措置を講じる。
- (2) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (3) 継続研修 年4回以上

(附則) この規程は、令和8年8月1日から施行する。